

**青梅市介護保険条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

消費税率引上げ時期の変更に伴い、現行の低所得者の第1号保険料軽減強化策を延長したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市介護保険条例の一部を改正する条例**

青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成27年度および平成28年度」を「平成27年度から平成29年度までの各年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

## 1 改正の理由

消費税率引上げ時期の変更に伴い、現行の低所得者の第1号保険料軽減強化策を延長しようとするものである。

## 2 改正の内容

所得段階区分第1段階にかかる保険料率を軽減する実施年度を「平成27年度および平成28年度」から「平成27年度から平成29年度までの各年度」に改める。(第3条関係)

## 3 施行期日

公布の日

## 【参考】第1号保険料（65歳以上の方）

所得段階（計算方法）	年間保険料
第1段階（基準額×0.40） （軽減前：基準額×0.45） ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	23,000円 （軽減前年額：25,900円）
第2段階（基準額×0.66）	38,000円
第3段階（基準額×0.70）	40,300円
第4段階（基準額×0.85）	49,000円
第5段階（基準額）	57,600円
第6段階（基準額×1.11）	63,900円
第7段階（基準額×1.32）	76,000円
第8段階（基準額×1.63）	93,900円
第9段階（基準額×1.66）	95,600円
第10段階（基準額×1.90）	109,400円
第11段階（基準額×2.08）	119,800円
第12段階（基準額×2.20）	126,700円
第13段階（基準額×2.35）	135,400円

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>(保険料率) 第3条 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。</p>	<p>(保険料率) 第3条 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成27年度および平成28年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。</p>	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		